

那覇市公報

第 1 7 4 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (建築指導課)	
.....	1085

◇訓 令◇

○那覇市長の消防服制に関する規程の一部を改正する訓令 (消防局総務課)	
.....	1087

◇告 示◇

○建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について (建築指導課)	
.....	1093
○令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課)	1093
○令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会の招集について (総務課)	1094
○令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号) (財政課)	1094
○軽自動車税環境性能割の減免に関する告示 (納税課)	1096

◇公 告◇

○平成 30 年度那覇市人事行政の運営等の状況 (人事課)	1097
○福祉施設等との随意契約の公表について (公園管理課)	1120
○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課)	1121
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課)	1138

◇消防局訓令◇

○那覇市消防局救急業務規程の全部を改正する訓令…………… 1140

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程… 1160

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について…………… 1161

規 則

那覇市規則第 8 号

令和元年 8 月 19 日

公 布 済

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市建築基準法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(確認申請書に添付する図書等) 第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、<u>第87条の2</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。 (1)～(7) [略] 2 [略] (許可又は認定を受けた建築物等の計画の変更) 第9条 [略] 2 前項ただし書の規定により、許可を受けた建築物等についての計画変更の承認を申請しようとする者は、省令第43号様式(法第85条第3項<u>又は第4項</u>の規定に関するものにあつては省令第44号様式、法第88条第2項に規定する工作物に関するものにあつては省令第47号様式)による申請書2通に、それぞれ、変更に係る図書又は書面を添えたもの及び当該変更に係る直前の許可通知書を市長に提出しなければならない。 3～4 [略] (標識による公示) 第40条 法第9条第13項(法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、次に定める様式によるものとする。 (1)～(2) [略] (3) 法第90条の2第1項(法<u>第87条の2</u>(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合	(確認申請書に添付する図書等) 第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、<u>第87条の4</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。 (1)～(7) [略] 2 [略] (許可又は認定を受けた建築物等の計画の変更) 第9条 [略] 2 前項ただし書の規定により、許可を受けた建築物等についての計画変更の承認を申請しようとする者は、省令第43号様式(法第85条第3項、<u>第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項</u>の規定に関するものにあつては省令第44号様式、法第88条第2項に規定する工作物に関するものにあつては省令第47号様式)による申請書2通に、それぞれ、変更に係る図書又は書面を添えたもの及び当該変更に係る直前の許可通知書を市長に提出しなければならない。 3～4 [略] (標識による公示) 第40条 [略] (1)～(2) [略] (3) 法第90条の2第1項(法<u>第87条の4</u>(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合

を含む。)の規定により命令した場合は、第38号様式	を含む。)の規定により命令した場合は、第38号様式
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 1 号
令和元年 8 月 19 日
公 表 済

那覇市長の消防服制に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市長の消防服制に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市長の消防服制に関する規程(平成15年那覇市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
5 改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正後図を加える。	
6 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)及びこれに対応する改正後図がある場合は、当該改正図を当該改正後図に改める。	

付 則

この訓令は、令和元年8月19日から施行する。

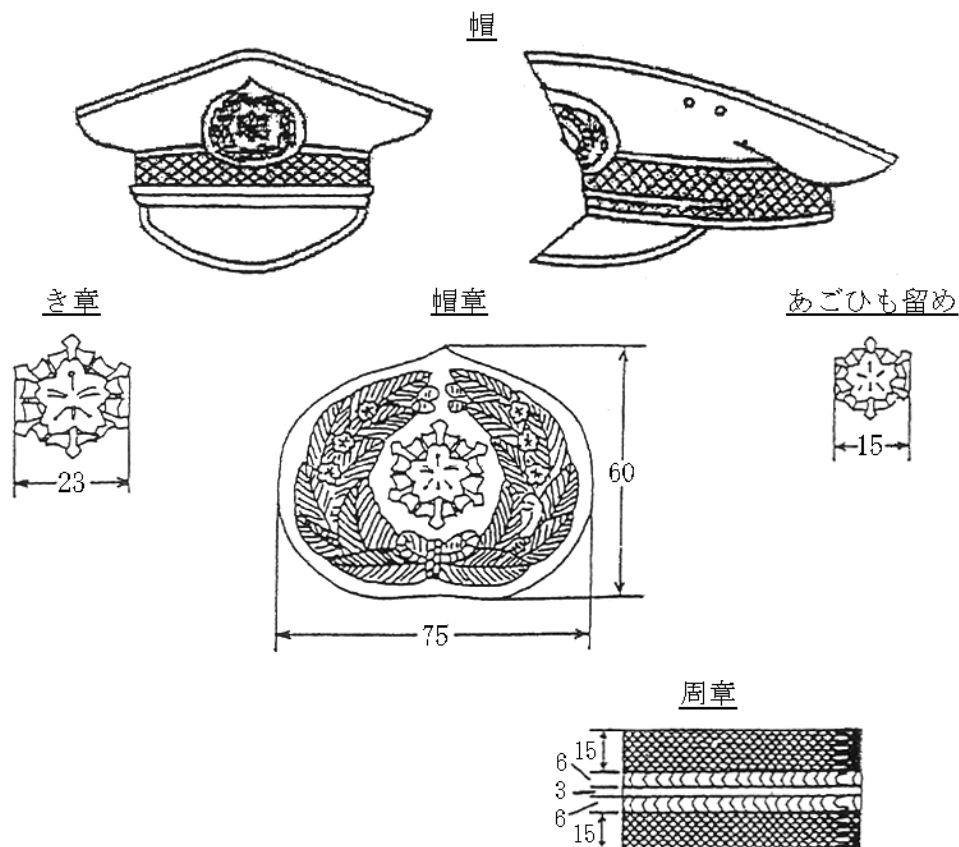
[改正前 別記]

別表

種別		服制
帽	[略]	
	製式	円形とし、前ひさし及びあごひもは <u>黒色革製</u> とする。 あごひもの両端は、帽の両側において <u>金色金属製消防き章</u> 各1個で留める。 形状は、図のとおりとする。
	帽章	<u>金色金属製消防き章</u> をモール製金色桜で抱擁する。 台地は、 <u>濃紺色</u> とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	周章	帽の腰周りには、黒色のななこ織を巻き、蛇腹組金線及び蛇腹組黒線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
上衣	色又は地質	帽と同様とする。
	製式 前面	<u>折りえり</u> 胸部は二重とし、 <u>消防き章</u> を付けた <u>金色金属製ボタン</u> 各

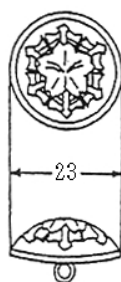
			3個を2行に付ける。 <u>前面の左に2個右に1個のポケットを付け、下部左右のポケットにはふたを付ける。</u> 形状は、図のとおりとする。 左上腕部に那覇市紋章を付ける。
		胸章	黒色の台地とし、上下両縁に <u>金色刺しゅう</u> を施し、中央に <u>平織金線</u> 及び <u>銀色消防き章</u> を付けた職名章を右胸部に、その上部に黒色の台地に流水形の銀モール3本を付した消防関係職員章を付ける。 形状は、図のとおりとする。
		そで章	[略]
ズボン	色又は地質	帽と同様とする。	
	製式	長ズボンとし、両側前方及び右側後方に各1個のポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。	
バンド		帽と同色の合成繊維で幅が30ミリメートルとし、中央部に消防き章を付けたバックル式とする。	
ネクタイ		濃紺色の合成繊維	

図
[略]



[略]

ボタン



[略]

[略]

そで章

[略]

ズボン

[略]

[改正後 別記]

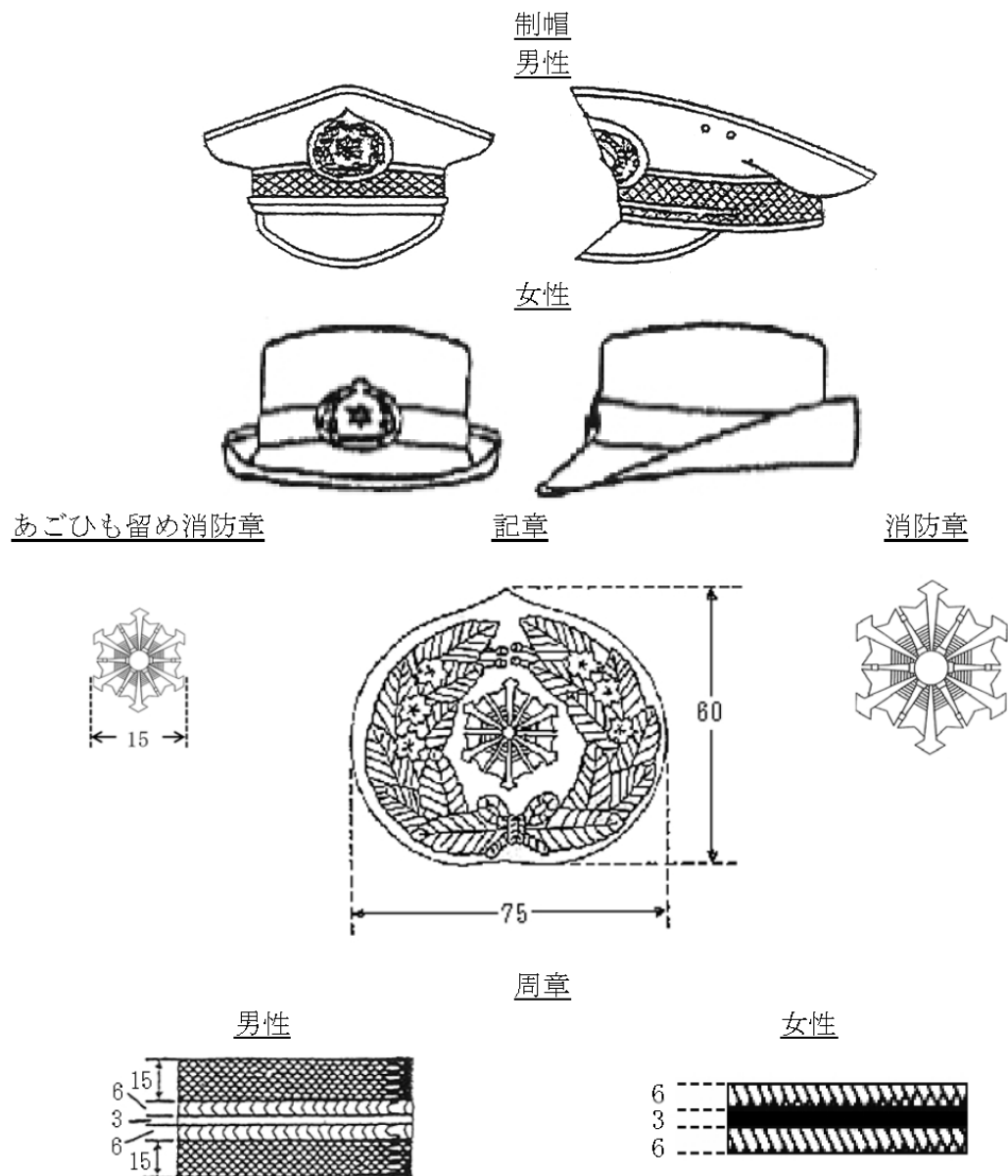
別表

種別			服制	
制帽	[略]			
	製式	男性	円形とし、前ひさし及びあごひもは、 <u>黒</u> とする。 あごひもの両端は、帽の両側において <u>金色金属製のあごひも留め消防章</u> 各1個で留める。 形状は、図のとおりとする。	
		女性	円形つば型とし、帽の周りに濃紺又はその類似色のリボン巻くものとする。 形状は、図のとおりとする。	
	記章		金色金属製の消防章をモール製金色桜で抱擁する。 台地は、 <u>濃紺</u> とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
	周章	男性	帽の腰周りには、黒色のななこ織を巻き、蛇腹組金線及び蛇腹組黒線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
		女性	帽の腰周りには、黒色のしま縁を巻き、蛇腹組金線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
上衣	色又は地質		制帽と同様とする。	
	製式	前面	男性	折り襟とする。 胸部は二重とし、 <u>消防章</u> を付けた <u>金色金属製のボタン</u> を2行に付ける。 形状は、図のとおりとする。 左上腕部に那覇市紋章を付ける。
			女性	打合わせを右上前とするほかは、 <u>男性と同様</u> とする。
		胸章	黒色の台地とし、上下両縁に金色刺しゅう状を施し、中央に <u>平織状金線</u> 及び <u>銀色の消防章</u> を付けた職名章を右胸部に、その上部に黒色の台地に流水形の銀モール3本を付した消防関係職員章を付ける。	

		形状は、図のとおりとする。
	袖章	[略]
ズボン	色又は地質	制帽と同様とする。
	製式	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。
ベルト		制帽と同色の合成繊維で幅が30ミリメートルとし、中央部に消防章を付けたバックル式とする。 形状は、図のとおりとする。
ネクタイ		濃紺の合成繊維とする。

図

[略]



[略]

ボタン



[略]

[略]

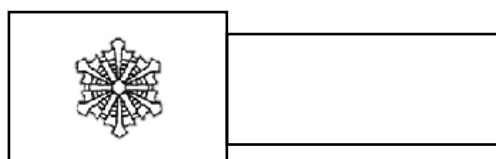
袖章

[略]

[略]

ズボン

ベルト



告 示

那覇市告示第 172 号

令和元年 8 月 16 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 4 号
 - 2 廃止道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
 - 3 廃止の年月日：令和元年 8 月 16 日
 - 4 廃止道路の位置：那覇市首里崎山町二丁目 13 番、23 番 1
 - 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 35.00m 幅員 4.00m
-

那覇市告示第 174 号

令和元年 8 月 16 日

掲 示 済

令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

核兵器禁止条約に署名、批准し、唯一の戦争被爆国にふさわしい核兵器廃絶に向けた努力を求める意見書

那覇市告示第 178 号

令和元年 8 月 23 日

掲 示 済

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会の招集について

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和元年 9 月 2 日(月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 183 号

令和元年 9 月 2 日

令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 421, 120 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147, 638, 818 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		41,736,547	378,282	42,114,829
	2 国庫補助金	7,910,933	378,282	8,289,215
16 県支出金		17,272,416	34,375	17,306,791
	1 県負担金	8,185,761	34,375	8,220,136
20 繰越金		500,000	8,463	508,463
	1 繰越金	500,000	8,463	508,463
歳 入 合 計		147,217,698	421,120	147,638,818

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		79,110,741	36,935	79,147,676
	1 社会福祉費	26,616,960	2,560	26,619,520
	2 児童福祉費	29,598,279	34,375	29,632,654
7 商工費		1,984,211	384,185	2,368,396
	1 商工費	1,984,211	384,185	2,368,396
歳 出 合 計		147,217,698	421,120	147,638,818

那覇市告示第 184 号

令和元年 9 月 2 日

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)付則第 11 条の 3 に規定する沖縄県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車及び減免の手続は、次のとおりとする。

那覇市長 城 間 幹 子

軽自動車税環境性能割の減免に関する告示

- 1 市長が定める 3 輪以上の軽自動車 沖縄県税条例(昭和 47 年沖縄県条例第 59 号)第 139 条の 12 第 1 項及び第 2 項に規定する自動車に相当する 3 輪以上の軽自動車
- 2 減免の手続 沖縄県税条例第 139 条の 12 第 3 項に規定する自動車税の環境性能割の減免に係る手続の例による。

付 則

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

公 告

那覇市公告第 272 号

令和元年 8 月 14 日

掲 示 済

平成 30 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、平成 30 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

<人事行政の運営等の状況について>

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 30 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業の状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 12 その他市長が必要と認める事項
- 13 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499

FAX 098-943-0289

（用語の説明）

1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級 : 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、消防局次長（消防監）、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、施設長、消防司令長、副署長等
- (4) 主幹級 : 主幹、館長、消防司令、専門主幹、総合現業主幹等
- (5) 主査級 : 主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消防司令補、分館長、環境整備主査等
- (6) 主任級 : 主任主事、主任技師、主任保育士、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- (7) 主事級 : 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		73	0	0	0	6	13	1	93
昇任者数	部長級	4	0	0	0	0	1	0	5
	副部長級	6	1	0	0	0	2	0	9
	課長級	21	1	0	1	2	4	3	32
	主幹級	42	2	0	0	7	5	5	61
	主査級	61	1	1	0	13	12	7	95

(単位：人)

※ 昇任者の所属部局は平成 30 年 4 月 1 日時点の部局です。

イ 退職者数 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		66	0	0	1	10	3	6	86
内訳	定年	37	0	0	1	7	2	4	51
	勸奨	10	0	0	0	0	0	0	10
	その他	19	0	0	0	3	1	2	25

(単位：人)

※ 勸奨の対象となる職員は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員です。

(2) 職員数に関する状況

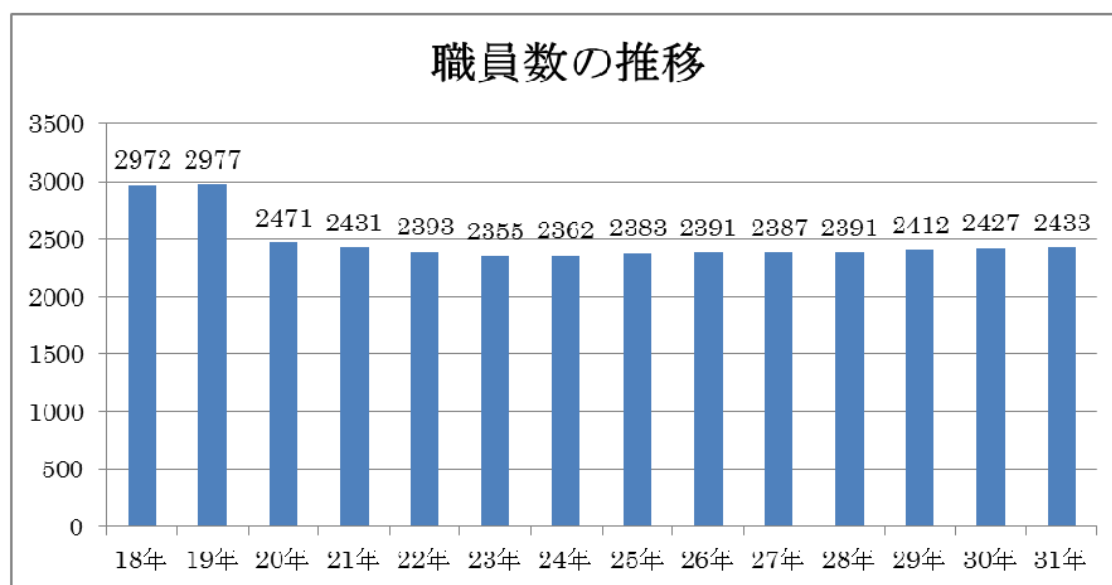
職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	15	1	0	0	2	1	1	20
	副部長	23	1	1	1	4	3	2	35
	課長	107	3	1	5	19	12	13	160
	主幹	196	5	1	2	28	25	25	282
	主査	330	6	2	0	82	79	41	540
	係員	899	3	3	0	242	161	82	1390
計		1570	19	8	8	377	281	164	2427

職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
計	1630	19	8	8	323	282	163	2433

（単位：人）



※ 各年 4 月 1 日現在。

※ 那覇市立病院は、平成 20 年 4 月 1 日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※ 職員数には、退職派遣・再任用職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成 30 年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験

(7) 定期試験日程

第 1 次試験日：9 月 1 7 日 第 2 次試験：1 1 月 1 1 日・1 2 日

(i) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	上級行政	609	444	72.9%	84	5.3	74	45	9.9
2	中級行政	152	98	64.5%	14	7.0	11	5	19.6
3	初級行政	180	151	83.9%	12	12.6	10	4	37.8
4	学芸員 (考古)	14	14	100.0%	6	2.3	4	1	14.0
5	上級土木職	11	4	36.4%	1	4.0	0	—	—
6	上級建築職	7	4	57.1%	1	4.0	1	0	0.0
7	上級機械職	18	10	55.6%	2	5.0	1	0	0.0
8	保育教諭 保育士職	73	63	86.3%	13	4.8	13	8	7.9
9	保健師職	41	33	80.5%	12	2.8	12	2	16.5
10	上級消防	36	22	61.1%	8	2.8	7	2	11.0
11	中級消防	53	39	73.6%	7	5.6	7	1	39.0
12	初級消防	30	26	86.7%	6	4.3	5	1	26.0
13	消防Ⅱ (救命)	34	27	79.4%	7	3.9	6	2	13.5
	合計	1,258	935	74.3%	173	5.4	151	71	13.2

※那覇市ホームページ公表データより

**② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験
(上級土木職・上級建築職・薬剤師職・心理職)**

(7) 日程

第 1 次試験日：6 月 1 7 日 第 2 次試験：7 月 1 5 日

(4) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	2次試験 (最終) 合格者数	受験者数／ 合格者数 (倍率)
上級土木職(A)	35	30	24	21	9	3.3
上級建築職(B)	30	28	19	17	5	5.6
薬剤師職(C)	2	2	2	2	1	2.0
心理職(D)	8	8	6	6	1	8.0
合 計	75	68	51	46	16	4.3

※那覇市ホームページ公表データより

③ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（職務経験者）

(7) 日程

第 1 次試験日：2 月 1 0 日 第 2 次試験：2 月 2 3 日

(4) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	申込者数	一次試験 受験者数	一次試験 合格者数	二次試験 受験者数	二次試験 (最終) 合格者数	受験者数／ 合格者数 (倍率)
上級行政職 (職務経験者)	169	161	25	25	2	80.5

※那覇市ホームページ公表データより

**④ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験 ※随時募集
(薬剤師・獣医師)**

(7) 日程

応募状況に応じて随時実施。

(4) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

平成 3 0 年度は獣医師の応募者及び合格者 1 名。薬剤師応募者無し。

3 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び実績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は、職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに発揮した能力の程度を評価します。業績評価は職員が果たすべき役割について、目標の設定をし、当該役割を果たした程度を評価します。

(1) 人事評価の実施日程

平成 30 年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談	平成 30 年 5 月
中間面談	〃 9 月
評価面談	平成 31 年 1 月

4 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
平成28年度	144,919,701	17,919,515	12.4%
平成29年度	145,193,798	18,364,147	12.6%
平成30年度	143,080,974	18,258,386	12.8%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 30 年 4 月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 31 年 4 月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成 30 年 4 月分		平成 31 年 4 月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給 料 諸 手 当	給料	2,336	3,047	2,343	3,050
	扶養手当	1,102	224	1,081	224
	住居手当	891	261	905	261
	通勤手当	1,856	73	1,885	73
	時間外勤務手当	1,185	299	1,176	321
	休日勤務手当	199	182	267	231
	夜間勤務手当	162	40	195	35
	管理職手当	208	535	210	533
	特殊勤務手当	393	84	397	85
	期末手当＊	2,217	8,174	2,315	8,221
	勤勉手当＊	2,180	5,692	2,276	5,904
	地域手当	4	852	3	957
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	4	2,241	4	2,127

教員特別手当	21	68	21	68
--------	----	----	----	----

＊期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（6月と12月）における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数は、次のとおりです。

平成 30 年 4 月現在 1,289 人

- ＊ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア 初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2 年経過後	決定初任給	2 年経過後
大学卒	180,700	192,400	180,700	192,400
短大卒	161,300	172,800	161,300	172,800
高校卒	148,600	157,000	148,600	157,000

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	253,450	300,288	356,327
短大卒	243,833	280,200	325,000
高校卒	212,200	258,550	—

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成30年 4 月	平均給料(俸給)月額	303,455円	329,845円
	平均年齢	41.1歳	43.5歳

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）**ア 扶養手当**

(ア) 配偶者……………6,500円

(イ) 配偶者以外の扶養親族（子）……………10,000円

(ウ) 配偶者以外の扶養親族（父母等）…6,500円

※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額5,000円を加算

イ 住居手当

月額 12,000円を超える家賃の支払者

家賃額により最高 27,000円まで

(例) 家賃50,000円の場合、24,500円

計算式 (家賃－23,000円) ×1/2＋11,000円

ウ 通勤手当

通勤距離が2km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(ア) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額55,000円）

(イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000円～31,600円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(ア) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※ 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までです。

(イ) **時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額**（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数（管理職除く）で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
平成28年度	438,301	232,151
平成29年度	431,749	230,143
平成30年度	457,183	243,053

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,700 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		16.8%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額（試算）		100,800円
手当の種類（手当数）		13種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	行旅病人業務手当 緊急消防援助隊手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225月分	0.90月分	2.125月分
12月期	1.375月分	0.95月分	2.325月分
計	2.6月分	1.85月分	4.45月分
職務級などにより加算措置があります。			

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の 16% を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15 歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額 30,000 円～100,000 円です。

※平成 30 年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 2,000 円～8,000 円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.526月分	26.908月分
勤続25年	30.686月分	36.411月分
勤続35年	43.510月分	52.212月分
最高限度額	52.212月分	52.212月分
定年前早期退職特例措置 2 %～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成28年度	13	63	8,718	23,585	18.4	35.6
平成29年度	12	80	2,826	22,293	10.6	35.3
平成30年度	19	61	5,464	22,168	14.3	35.6

5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 平成 30 年度における一般の職員の勤務時間等

(ア) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

(イ) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで)

(ウ) 週休日 (勤務時間を割り振らない日) ・ ・ ・ 土曜日・日曜日

イ 職員の休日 (特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日)

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) 6 月 23 日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	15.6	14.5	17.4	16.4	15.4	14.3	18.0	15.9
行使率(%)	78.0	72.5	87.0	82.0	77.0	71.5	90.0	79.7

※行使率は平均行使日数／20 日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分(最大 20 日)を含む。

イ 夏期休暇(5 日)の行使状況 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.8	4.4	4.6	5.0	4.7	4.3	4.9	4.6
行使率(%)	96.0	88.0	92.0	100.0	94.0	86.0	98.0	93.4

※行使率は平均行使日数／5 日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は 5 月 1 日～10 月 31 日の間となっています。

ウ その他の主な休暇取得者数の状況 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局 休暇の種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	106	2	0	1	39	13	8	169
出産休暇	33	0	0	0	7	27	2	69
育児休暇	10	1	0	0	6	1	2	20
子の看護休暇	328	7	5	0	61	71	43	515
介護休暇 (無給)	3	0	0	0	1	1	1	6

(単位:人)

※ 私傷病休暇の状況は、5 日以上の長期間にわたる場合のみです。

6 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得者数の状況 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	3	0	0	0	1	0	1	5
	女	97	1	0	0	16	1	7	122
	計	100	1	0	0	17	1	8	127
部分休業	男	4	0	0	0	1	1	0	6
	女	32	0	0	0	3	0	4	39
	計	36	0	0	0	4	1	4	45
配偶者同行休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	0
修学部分休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

7 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成 30 年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	47	0	0	0	4	0	8	59

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 30 年度は次のとおりです。(※臨時・非常勤職員は含めない。)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	1	1
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	0	0	0	0	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

8 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 30 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	324	0	7	2	8	17	12	370

※ 健康診断(人間ドックを含む。)は、除いています。(単位:人)

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成 30 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	58	1	0	0	10	4	19	92

(単位:件)

9 職員の退職管理の状況

平成 30 年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第 11 条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

10 職員の研修の状況

(1) 職員の研修状況(平成 30 年度)

ア 人事課職員研修 G 主催研修

研修名			回数	期間	修了者
基本研修	1	新採用職員前期研修	1	5 日	95
	2	新採用職員後期研修	1	2 日	91
	3	現任 3 年目職員研修(第1回目)	1	2 日	55
		現任 3 年目職員研修(第2回目)	1	1 日	60
	4	現任 6 年目職員研修	1	1 日	86
	5	現任 9 年目職員研修	1	1 日	68
	6	新任主査級研修(第 1 回目)	1	1 日	77
		新任主査級研修(第 2 回目)	1	1 日	79
	7	新任主幹級研修(第 1 回目)	1	1 日	52
		新任主幹級研修(第 2 回目)	1	1 日	46
	8	新任グループ長研修(第 1 回目)	1	1 日	40
		新任グループ長研修(第 2 回目)	1	1 日	34
	9	新任課長級研修	1	1 日	31
	10	管理職特別研修	1	半日	171
基本研修 計			14	－	985
実務研修	1	財務会計研修Ⅰ(民法、契約、物品会計)	1	1 日	90
	2	財務会計研修Ⅱ(出納事務)	1	1 日	89
	3	財務会計研修Ⅲ (予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約)	1	4.5h	81
	4	文書事務研修Ⅰ(初任者対象)	1	3.0h	58
	5	文書事務研修Ⅱ(文書主任・副主任対象)	1	3.0h	42
	6	服務・旅費等基礎研修Ⅰ(服務事務、臨時・非常勤)	1	3.0h	34
	7	服務・旅費等基礎研修Ⅱ (安全・衛生/共済組合、旅費事務)	1	4.0h	30
	実務研修 計			7	－
専門研修	1	法制執務研修(第 1 回目)	1	1 日	45
		法制執務研修(第 2 回目)	1	1 日	20
	2	接遇研修(窓口(苦情含む)対応力向上研修)	1	1 日	30
	3	管理職 O J T 研修	1	3.0h	28
	4	ワークライフバランス研修	1	3.0h	38
	専門研修 計			5	－
人事課職員研修G主催研修 合計			26	－	1,570

イ 人事課職員研修 G 派遣研修

研修名			回数	期間(日)	修了者
県外	1	市町村職員中央研修所派遣研修	18	5～11	18
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	8	4～11	8
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修	2	1～2	2
	4	自治大学校派遣研修	1	12	1
	5	職員提案型派遣研修	1	3	1
	県外派遣研修 計		30	－	30
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	26	1～3	111
	2	キャリアアップ・フォーラム派遣研修	1	1	11
	3	インソース出張公開講座	1	1	1
	県内派遣研修 計		28	－	123
派遣研修合計			58	－	153

ウ 職場研修

研修名	回数	経費(報償費等) 【円】	延べ参加人数
全部局合計(市立病院を除く)	975	1,208,646	13,004

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象:学校事務と学校図書館以外の全職員 受診者:1,586人
	消防	対象:全職員 受診者:190人
	上下 水道	対象:全職員 受診者:141人
②特定業務従事者健診	市長	対象:那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員(暑熱環境業務)、管財課の守衛業務職員(深夜業務) 受診者:15人
③手話通訳者健康診断	市長	対象:障害福祉課に勤務する手話通訳者 受診者:2人
④頸肩腕検診	市長	対象:総務課に勤務する電話交換手 受診者:5人
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者:174人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者:48人
⑦破傷風予防接種	市長	対象:クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者:77人
⑧ストレスチェック	市長 教委	対象者:2,621人 (全職員(非常勤職員含む)) 受検者:2,349人 受検率:89.6%
	消防	対象者:289人 (全職員(非常勤職員含む)) 受検者:286人 受検率:99%
	上下 水道	対象者:173人 受検者:168人 受検率:97.1%

* 上記表中、「受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部 局	相談名	対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談	全職員 月5回（内科102件・精神科157件）
	栄養士による栄養相談	全職員 月に1回2時間（嘱託栄養士）（47件）
市長 教委	保健師による健康相談	クリーン推進課 1回（11人）
	各支所巡回	小禄、首里、真和志支所 3か所（33人）
	学校給食センター等の巡回	学校給食センター 3か所（21人）
	保育所巡回	保育所、給食センター、療育センター、子育て支援センターの職員（保育士、用務員、調理員等） 10か所（125人）
	図書館・公民館の巡回	公立図書館、公立公民館 11ヵ所63人
	日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ 3,645件
消防	保健師による健康相談	日常の健康相談 全職員 健診結果などの一般相談、メンタル相談
	災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認、メンタルヘルス講習
	新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談
全	メンタルヘルス相談	全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 299件
	所属毎の職場カウンセリング	実施人数：延べ 154人

上下 水道	産業医・保健師による健康相談	対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医 延べ46件 保健師 延べ261件
----------	----------------	--

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修	グループ長 主幹級以上より指名された職員	平成30年7月11日受講者105人 平成30年8月8日受講者38人 「ラインケア①～たった3つ！部下がいる人のためのメンタルヘルス管理の極意～」 平成31年1月9日 受講者97人 「ラインケア②～大人の発達障害を理解するための6つのステップ～」 とくだ心療内科 医師 徳田毅
	②腰痛予防講習会	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	平成30年8月1日 「腰痛予防について」 ～（首・肩・膝の痛みの総合的な予防を含む）～腰痛悪化、防止も含めたストレッチの実践～ ロクト整形A z トレーナー 受講者：25人
	③熱中症対策－保健師	クリーン推進課	平成30年6月26日 受講者： 49人
	④生活習慣病予防研修	人事課の指名する職員及び希望者	① 平成31年2月15日 ② 平成31年3月1日 「美肌と美血管を手に入れよう～必要なのは自分だけ運動～管理栄養士 計 受講者46人

	⑤メンタルヘルス研修 セルフケア	新任主査 現任6年目職員 現任3年目職員	平成30年7月25日 受講者77人 平成30年11月7日 受講者86人 「メンタルヘルスストレスとの ほどよい付き合い方」 琉球大学大学院助教 臨床心理士 甲田宗良 平成30年11月22日 受講者60人 「こころの健康へストレスとの つきあい方～」 本市産業医 城所望 計3回 223人
上下 水道 局	①安全管理者 による労働安全研修	管理職及び屋外作業を行う職員	平成30年5月17日・18日、安全管理者等、受講者100人
	②ハラスメント研修	全職員	平成30年8月2日、総務課長、受講者114人
	③労働安全研修	屋外作業を行う職員	平成30年10月31日、安全管理士(外部講師)、受講者96人
	④アンガーマネジメント研修	全職員	平成30年10月31日、保健師(非常勤職員)、受講者123人
	⑤精神疾患について(病態と対応)	主幹級以上	平成31年1月17日、産業医、受講者32人

(2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第42条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	内容
給付事業	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付
文化・体育事業	各種スポーツ大会(卓球、ソフトボール、バレーボール、バドミントン、ボウリング等)や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。

施設事業	厚生会館（多目的ホール、会議室）貸出及び職員専用バイク駐輪場の管理、庁内レストラン及び売店運営委託	
補助事業	文体育成費	クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品を補助
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	レクレーション事業	職場単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
共済事業	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	厚生会契約の一部指定店で商品立替払い取り扱い	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員（職員）が個人負担する会員掛金と市負担金及び施設使用料・保険料等給与差引代理事務等の事業収入により賄われています。

会員掛金と市負担金の比率については、会員掛金率が各職員の給与月額額の 1,000 分の 5、市負担金率が職員の給料総月額額の 1,000 分の 3 となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする各種祝金や弔慰金等の給付事業は、全て職員個人が負担する会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数 (H30. 4. 1～H31. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員 (内臨時職員)	7 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	5 (0)	0 (0)	公務災害
	非常勤職員 (内労災分)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	
	計	9	0	0	0	9	5	0	
通勤災害	常勤職員 (内臨時職員)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	通勤災害
	非常勤職員 (内労災分)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	
	計	3	0	0	0	6	0	1	
合 計		12	0	0	0	16	5	1	34

12 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

13 公平委員会の業務の状況について

- (1) 平成 30 度における勤務条件に関する措置の要求件数
申請 4 件 未処理 0 件
- (2) 平成 30 年度における不利益処分に関する審査請求の件数
申請 1 件 未処理 0 件
- (3) 平成 30 年度における苦情の処理に関する件数
申請 0 件 未処理 0 件

那覇市公告第 275 号
令和元年 8 月 16 日
掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約内容
花壇花卉植栽維持管理業務（その 1）、（その 2）、（その 3）、（その 4）
- 2 契約相手方の決定方法又は選定基準
 - 1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する福祉施設等であること。
 - 2) 業務の円滑な履行が可能であること。
 - 3) 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉施設等であること。
- 3 申請方法
見積書（新規に申請する団体は業務履行が可能であることを証明する書類等を添付）、福祉施設等であることを証明する書類（登記簿謄本等）及び那覇市在住の利用者受入内訳書を、直接契約担当課へ提出すること。
- 4 提出期限
令和元年 8 月 28 日（水）午後 5 時まで
- 5 契約担当課
都市みらい部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 292 号
令和元年 8 月 21 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7月30日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 まちづくり協働推進課 電話861-3846		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成23年4月 1 日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	那覇市自治会長名簿 平成4年以前から 連絡事務委託契約書 平成4年以前から		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴い、まちづくり協働推進課へ業務の所管課を変更したことによるもの		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	業務の名称：那覇市自治会長名簿 業務の目的：自治会活動事業 届出担当課：市民部市民活動課 業務の名称：市政末端連絡事務委託契約書 業務の目的：自治会活動事業 届出担当課：市民部市民活動課	業務の名称：那覇市自治会長名簿 業務の目的：自治会活動支援事業 届出担当課：市民文化部まちづくり協働推進課 業務の名称：連絡事務委託契約書 業務の目的：自治会活動支援事業 届出担当課：市民文化部まちづくり協働推進課	
備 考	所管課変更で、届出について認識しておらず、事後の届出となった。		

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会

教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 市民スポーツ課			電話917-3504
個人情報管理責任者	市民スポーツ課長			
業 務 の 名 称	那覇市営奥武山野球場の防犯カメラの設置及び運用に関するこ と			
業 務 の 目 的	市民等の権利及び利益を保護し、市民等が安心して那覇市営奥 武山野球場を利用できる安全な環境を確保することを目的に、那 覇市営奥武山野球場に防犯カメラを設置し、運用する。			
個人情報の対象者	那覇市営奥武山野球場を訪れる市民等			
業務の開始年月日	平成22 (2010) 年4月3日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離 ☒ その 他 (カメラに写 る個人情報)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出と なった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄
に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 25 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会

教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 市民スポーツ課			電話917-3504
個人情報管理責任者	市民スポーツ課長			
業 務 の 名 称	那覇市民体育館の防犯カメラの設置及び運用に関すること			
業 務 の 目 的	市民等の権利及び利益を保護し、市民等が安心して那覇市民体育館を利用できる安全な環境を確保することを目的に、那覇市民体育館に防犯カメラを設置し、運用する。			
個人情報の対象者	那覇市民体育館を訪れる市民等			
業務の開始年月日	平成16 (2004) 年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離 ☒ その 他 (カメラに写る個人情報)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 障がい福祉課			電話862-3275
個人情報管理責任者	障がい福祉課長			
業 務 の 名 称	手話通訳者派遣事業			
業 務 の 目 的	那覇市在住の聴覚に障がいのある方の依頼に基づき、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。			
個人情報の対象者	事業の利用を希望する那覇市在住の聴覚障がい者及び派遣手話通訳者・要約筆記者			
業務の開始年月日	平成8年12月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(通訳者登録時及び派遣依頼時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため事後の届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 障がい福祉課			電話862-3275
個人情報管理責任者	障がい福祉課長			
業 務 の 名 称	那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業			
業 務 の 目 的	那覇市在住の精神障がい者の自立の促進を図るため、地域で生活する精神障がい者を対象に、相談支援事業及び地域生活支援センターⅠ型事業を行う。			
個人情報の対象者	事業の利用を希望する那覇市在住の精神障がい者			
業務の開始年月日	平成18年4月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請受理時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要であると認識していなかったため、事後の届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 障がい福祉課			電話 862-3275
個人情報管理責任者	障がい福祉課長			
業 務 の 名 称	身体・知的障害者相談員事業			
業 務 の 目 的	身体障がい者及び知的障がい者に関する相談に対し、当事者(身体)・家族(知的)により対応を行う			
個人情報の対象者	身体・知的障害者相談員			
業務の開始年月日	平成24年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委嘱手続時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 障がい福祉課 電話 862-3275		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	
業務の名称及び 開始年月日	身体障害者(児)の福祉に関する業務		
廃止又は変更の 理 由	組織改正のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当課】 福祉部 福祉課	【届出担当課】 福祉部 障がい福祉課	
備 考	通し番号98の廃止。 制度の認識不足により事前の届出を失念していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 障がい福祉課 電話 862-3275		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	
業務の名称及び 開始年月日	精神薄弱者(児)の福祉に関する業務		
廃止又は変更の 理 由	組織改正のため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	【届出担当課】 福祉部 福祉課	【届出担当課】 福祉部 障がい福祉課	
備 考	通し番号99の廃止。 制度の認識不足により事前の届出を失念していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(☒ 廃止 ☐ 変更)届出書

令和元年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 障がい福祉課 電話 862-3275		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成4年頃
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	国連・障害者の10年記念事業 (平成4年4月1日 開始)		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	終了している事業であるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	通し番号100の廃止。 制度の認識不足により事前の届出を失念していたため。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7月31日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 障がい福祉課			電話 862-3275
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日	
業務の名称及び開始年 月 日	障害者福祉経理業務			
廃止又は変更の理由	組織改正及び法の名称変更等に伴う業務内容の整理により			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	①【届出担当課】福祉課 ②【管理責任者】福祉課長 ③【名称】障害者福祉経理業務 ④【目的】身障法、精薄法に基づく施設へ措置費の支払い等 ⑤【対象者】身障施設、精薄施設入所者及び扶養義務者 【内容】		①障がい福祉課 ②障がい福祉課長 ③やむを得ない措置に係る業務 ④身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法に基づくやむを得ない措置 ⑤やむを得ない措置により措置されている障がい児者及び扶養義務者 【内容】 (基本的事項)に、個人番号・続柄・婚姻離婚 を追加 (経済的活動)に、公租公課・公的扶助 を追加 (心身)に、健康状態・病歴・障害程度 を追加	
備 考	通し番号104の変更。 制度の認識不足により事前の届出を失念していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部障がい福祉課 電話：098-862-3275		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成30年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 平成18年4月1日		
廃止又は変更の 理由	那覇市個人情報保護条例を改正したことによる変更(①)。加えて、 内容を再確認した際に、追加が必要な項目があることが分かったため (②③)。		
変更の内容	変	更	後
	【個人情報の記録の内容】 ① (基本的事項) に個人番号を追加 ② (心身) に障がい程度を追加 ③ (経済的活動) に公租公課を追加		
備考	通し番号784の変更申請。 届出が必要だと認識していなかったため事後の届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部障がい福祉課 電話：098-862-3275		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	障害者福祉給付業務 年 月 日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	那覇市個人情報保護条例を改正したことによる変更 (①)。加えて、内容を再確認した際に、追加が必要な項目があることが分かったため (②③)。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		【個人情報の記録の内容】 ① (基本的事項) 個人番号を追加 ② (心身) に障がい程度を追加 ③ (経済的活動) に公租公課を追加	
備 考	通し番号785の変更申請。 届出が必要だと認識していなかったため事後の届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年 7月31日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部障がい福祉課 電話：098-862-3275		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 平成28年1月4日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	那覇市個人情報保護条例を改正したことによる変更 (①)。加えて、内容を再確認した際に、追加が必要な項目があることが分かったため (②③)。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		【個人情報の記録の内容】 ① (基本的事項) に個人番号を追加 ② (心身) に障がい程度を追加 ③ (経済的活動) に公租公課を追加	
備 考	通し番号786の変更申請。 届出が必要だと認識していなかったため事後の届出となった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 元 年 7 月 30 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化振興課			電話098-917-2395
個人情報管理責任者	文化振興課長			
業 務 の 名 称	那覇市パレット市民劇場の防犯カメラの設置及び運用に関するこ と			
業 務 の 目 的	市民等の管理及び利益を保護し、市民等が安心して那覇市パレ ット市民劇場を利用できる安全な環境を確保することを目的に那覇 市パレット市民劇場に防犯カメラを設置し、運用する。			
個人情報の対象者	市民等（カメラに写る者）			
業務の開始年月日	平成 30 年 3 月 2 日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 () 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 () その他 ■カメラに写 る個人情報 ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性 審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(毎日24時間) ☒ 随時(パレット市民劇場稼働時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	☒ 届出が必要と認識していなかった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄
に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 30日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 保護第1課			電話 861-5193
個人情報管理責任者	保護管理課長、保護第1課長、保護第2課長、保護第3課長			
業 務 の 名 称	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関する業務			
業 務 の 目 的	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給を行う			
個人情報の対象者	中国残留邦人等及び特定配偶者に対する扶養義務者			
業務の開始年月日	平成20年4月1日（支援給付） 平成26年10月1日（配偶者支援金）			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☒ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☒ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1・2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	当該業務の届出書が未提出のため提出する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年 7 月 30 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 保護第1課 電話 861-5193		
届出の区分	■変 更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	平成28年1月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	平成20年4月1日(支援給付) 平成26年10月1日(配偶者支援金)		
廃止又は変更の 理 由	個人番号利用開始に伴う、個人情報の記録の内容の一部見直しによる変更を行うため。 業務の開始年月日の記載に配偶者支援金の開始年月日の追記を行うため。 保護管理課、保護第1課、保護第2課、保護第3課で包括的に運用していることから、個人情報管理責任者の記載を変更するため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	「個人情報管理責任者」 保護第一課長 「業務の開始年月日」 ☒ 継続(H20年4月1日) 「個人情報の記録の内容」 ☒ その他(企業年金収入)	「個人情報管理責任者」 保護管理課長、保護第1課長、保護第2課長、保護第3課長 「業務の開始年月日」 平成20年4月1日(支援給付) 平成26年10月1日(配偶者支援金) 「個人情報の記録の内容」 ☒ 個人番号 ←追加 ☐ その他(企業年金収入) ←削除	
備 考	当該業務の変更届出書が未提出のため提出する。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 293 号

令和元年 8 月 21 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和元年8月13日

那 覇 市 長 様

那覇市消防局長 島袋 弘樹

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	那覇市消防局 救急課	目的外利用部課 又は提供先	株式会社 損害保険リサーチ
業 務 の 名 称	保険調査業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和元年8月13日より提供 ☐ 随 時()		
目的外利用又は 提供をする保有個人 情報の内容	救急活動報告書(写)		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	保有個人情報提供申請書及び同意書に基づき (本人死亡で家族が同意)		
届 出 担 当 部 課	那覇市消防局 救急課 外線: 867-1199		

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 10 号
令和元年 8 月 9 日
公 表 済

那覇市消防局救急業務規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

○那覇市消防救急業務規程

那覇市消防局救急業務規程(昭和61年消防本部訓令第3号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 救急隊等(第3条—第8条)
- 第3章 救急活動等(第9条—第23条)
- 第4章 救急活動の報告書等(第24条—第27条)
- 第5章 救急資器材等(第28条—第32条)
- 第6章 救急業務計画等(第33条・第34条)
- 第7章 応急手当の普及啓発等(第35条・第36条)
- 第8章 雑則(第37条—第39条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号)及びその他関係法令の規定に基づき、救急業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救急業務とは、消防法第2条第9項に定める業務をいう。
- (2) 救急事故とは、消防法及び消防法施行令(昭和36年政令第37号)に定める救急業務の対象である事故及び疾病をいう。
- (3) 救急活動とは、救急業務を遂行するための活動又は医師等を搬送する活動で、救急隊の出動から帰署までの一連の活動をいう。
- (4) 救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。
- (5) 医療機関とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び診療所をいう。
- (6) 救急救命士とは、救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する者をいう。

第2章 救急隊等

（救急隊の配置）

第3条 救急業務を行うため、消防署所に救急隊を配置する。

（救急隊の編成）

第4条 救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員（以下「隊員」という。）3名以上をもって編成するものとする。ただし、消防局長（以下「局長」という。）が特に必要と認めるときは、救急自動車以外の消防車両をもって救急隊を編成することができる。

- 2 前項の編成において、原則として救急救命士の資格を有する者2名以上をもって編成するものとする。ただし、やむを得ない場合消防署長（以下「署長」という。）は、救急救命士の資格を有する者1名以上をもって、救急隊を編成することができる。

（救急隊長）

第5条 隊員のうち1人は、救急隊長（以下「隊長」という。）とし、隊長は、消防司令補又は消防士長の階級にある者をもって充てる。ただし、局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 隊長は、上司の命を受け、救急業務に従事し、隊員を指揮監督する。

（隊員の任命）

第6条 局長は、次の各号の資格を有する職員から隊員を任命する。

- (1) 救急救命士の資格を有する者
- (2) 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
- (3) 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条の2に定める者

（隊員の服装）

第7条 隊員は、救急活動に従事するときは、那覇市消防吏員服制規則（1967年那覇市規則第19号）及び那覇市消防吏員の服装に関する規程（平成31年消防局訓令第5号）に定める基準に従うものとする。

（隊員の心得）

第8条 隊員は、救急業務に関する法令のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 救急業務の重要性を自覚し、救急に関する知識及び技術の向上に努めること。
- (2) 業務上知り得た情報を漏らさないこと。
- (3) 常に身体、着衣及び救急資器材等の清潔保持に努めること。

第3章 救急活動等

（救急隊の出動）

第9条 出動は、情報指令センターの指令に基づき出動するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、署所又は救急活動中において、災害発生を覚知し緊急に出動の必要があるときは、その旨を直ちに情報指令センターへ通報しなければならない。

（出動区域）

第10条 救急隊の出動区域は、那覇市行政区域とする。ただし、局長の特命がある場合はこの限りでない。

（口頭指導）

第11条 情報指令センター又は出動途上の隊員は、電話等により通報者等に応急手当の方法を指導し、協力要請に努めるものとする。

（救急業務の原則）

第12条 救急業務は、救命を主眼とし、傷病者の観察及び必要な応急処置を行い、速やかに医療機関へ搬送することを原則とする。

- 2 救急業務は、感染症の有無に関わらず、感染防止のため標準予防策を講じるものとする。救急業務における感染防止対策については、別に定める。

（観察及び応急処置）

第13条 傷病者に対する観察及び応急処置は、救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和53年消防庁告示第2号)に基づき的確に行うものとする。

- 2 救急救命士が行う救急救命処置にあつては、救急救命士法の定めるところによる。
- 3 応急処置は、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、応急の処置を施さなければ当該傷病者の生命に危険があり、又はその症状が悪化するおそれがあると認められる場合に行うものとする。

（医療機関の選定）

第14条 搬送先医療機関の選定は、傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準(平成23年7月沖縄県通知)に基づき、医療機関の選定を行うものとする。

2 隊長は、前項の搬送先医療機関の選定にあたり、医療機関の受入診療体制を確認しておくものとする。

3 隊長は、傷病者又は家族等から、通院先医療機関又はその他特定医療機関への搬送を依頼された場合は、傷病者の生命に危険がなく、症状に適合していると判断される場合に限り、依頼された医療機関に搬送することができる。

（医師の要請）

第15条 隊長又は情報指令センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、医師を現場へ要請することができる。

- (1) 傷病者の状態から医師による処置を必要とし、かつ、直ちに搬送することが生命に危険であると認められる場合
- (2) 傷病者の救助活動に時間を要し、かつ、救急事故現場において医師による診療が必要と認められる場合
- (3) 重篤事案のうち、特に早期医療介入を要すると判断した場合

（応援の要請）

第16条 隊長は、自隊のみで現場活動が困難であると認められる場合は、情報指令センターへ必要に応じた応援を要請するものとする。

（警察官の要請）

第17条 隊長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直接又は情報指令センターを通じて警察官の出動を要請するとともに、必要に応じて現場保全に留意して救急活動を行うものとする。

- (1) 犯罪の疑いがあると認められる場合
- (2) 交通事故の場合
- (3) 労災事故の場合
- (4) 自傷他害のおそれがある場合
- (5) 明らかに死亡している場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、隊長が、現場の状況から必要と判断した場合

（搬送制限）

第18条 隊長は、傷病者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該傷病者を救急搬送しないものとする。

- (1) 明らかに死亡している場合

- (2) 医師が死亡していると判断した場合
- (3) 傷病者又は関係者が搬送を拒否した場合
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める入院勧告又は命令が発動された感染症患者
(家族等の同乗)

第19条 隊長は、救急業務の実施に際し、必要があると認める場合は、家族その他の関係者に必要最小限の人数の同乗を求めることができる。

- 2 隊員は、走行中における傷病者及び同乗者の危険防止を講じるものとする。
(医療機関への引き継ぎ等)

第20条 隊長は、傷病者を医療機関へ引き継ぐときは、現場の状況、傷病者の状態、施した応急処置の内容、症状の経過及びその他必要な事項を医師に告げるとともに、当該傷病者の初診傷病名及び傷病程度について医師の所見を聴取するよう努めるものとする。
(要保護者の取扱い)

第21条 署長は、次の各号に該当する傷病者を搬送したときは、被(要)保護者搬送通知書(第1号様式)により福祉事務所長へ通知するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者又は要保護者と認められるとき。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に定める行旅病人又は行旅死亡人であると認められるとき。

(転院搬送)

第22条 転院搬送は、転院元医療機関の医師が、緊急に他の専門病院等に搬送する必要がある、かつ、他に適当な搬送手段がない場合に行うものとする。

- 2 転院搬送は、搬送先医療機関が確保され、医師又は看護師の同乗が得られる場合に行うものとする。ただし、傷病者に必要な医療を施し、かつ、症状が安定している場合で、主治医が医師又は看護師の同乗を要しないと判断したときは、この限りでない。

(訓練)

第23条 署長及び救急課長は、隊員及び予備の隊員に対して救急活動に必要な訓練を計画的に実施しなければならない。

第4章 救急活動の報告書等

（救急活動報告）

第24条 署長は、救急活動に出動したときは、活動状況を救急活動報告書（第2号様式）に記載し、遅滞なく局長に提出するものとする。

（救急月報）

第25条 救急課長は、毎月の救急活動の処理状況を救急月報（第3号様式）により翌月末までに局長に報告するものとする。

（応援出動報告）

第26条 署長は、沖縄県消防相互応援協定に基づく応援出動で救急活動を行ったときは、活動状況を救急応援出動報告書に記載し、遅滞なく局長に提出するものとする。

（救急・救助事故即報）

第27条 局長は、管内において次に掲げる救急、救助事故が発生したときは、速やかに救急事故等報告要領（昭和39年自消甲教発第18号）の規定に基づき、沖縄県及び総務省消防庁へ即報を報告しなければならない。

- （1） 死者が5人以上の救急事故
- （2） 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- （3） 要救助者が5人以上の救助事故
- （4） 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- （5） その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急、救助事故

第5章 救急資器材等

（点検）

第28条 隊員は、救急活動を円滑に行うため、救急資器材を始業時及び使用後に点検し、機能及び清潔の保持に努めるものとする。

（消毒）

第29条 隊員は、救急自動車及び救急資器材等を清潔に保つため、使用後に消毒を実施するものとする。

2 署長は、前項による消毒の実施内容を、消毒実施票（第4号様式）に記載のうえ、救急自動車内の見やすい場所に掲示しておくものとする。

（修繕、交換）

第30条 署長は、救急資器材の修繕又は交換を必要とするときは、救急資器材(修繕・交換)申請書(第5号様式)を救急課長に提出するものとする。

(破損、紛失)

第31条 署長は、救急資器材を破損又は紛失したときは、救急資器材(破損・紛失)報告書(第6号様式)により局長に報告しなければならない。

(医薬品等の管理)

第32条 救急業務に必要な医薬品の管理については、別に定める。

第6章 救急業務計画等

(救急業務計画)

第33条 局長は、特殊な救急事故が発生した場合における救急業務の実施について、計画を作成しておくものとする。

(救急調査)

第34条 局長は、救急業務の円滑な実施を図るため、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

- (1) 地勢及び交通状況
- (2) 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- (3) その他消防局長が必要と認める事項

第7章 応急手当の普及啓発等

(普及啓発)

第35条 局長は、市民等に対して応急手当に関する知識及び技能等の普及を図るため、普及啓発活動を計画的かつ効率的に推進するものとする。

2 前項に規定する応急手当に関する普及啓発活動については、別に定める。

(広報)

第36条 局長は、市民等に対して救急自動車の適正な利用、救急事故の予防等について広報に努めるものとする。

第8章 雑則

(同乗研修)

第37条 救急課長は、医療に従事する者等から救急自動車同乗研修の願い出があるときは、救急自動車同乗研修申請書(第7号様式)を提出させるものとする。

2 救急課長は、前項の申請書が提出された場合において、救急業務を遂行するうえ

で支障がないと認める場合は、救急自動車同乗研修承認書(第8号様式)を交付することができる。

(搬送証明)

第38条 局長は、救急隊に搬送された者、又はその者から委任を受けた者から、救急搬送証明書交付申請(第9号様式)があった場合は、当該救急事故に係る関係記録と照合し、記載事項に相違がないと認めたときは、救急搬送証明書(第10号様式)を交付することができる。

(補則)

第39条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、局長の承認を得て救急課長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 那覇市消防局救急業務規程(昭和61年消防本部訓令第3号)は、廃止する。

第1号様式 (第21条関係)

那消救第 号
年 月 日

福祉事務所長 様

那覇市消防局長

被 (要) 保 護 者 搬 送 通 知 書

搬 送 日 時		年 月 日 時 分			
搬 送 救 急 隊 名		電話()			
傷 病 者 発 生 場 所					
傷 病 者	氏 名 年 令	年 月 日生 (歳)			
	職 業 性 別	職 業	無・有()		性 別 男 女
	住 所	電話()			
収 容 医 療 機 関	名 称	電話()			
	所在地				
電 話 連 絡		月 日 時 分	福祉事務所	受信者	
備 考					

第2号様式(第24条関係)

出場番号	
------	--

警備長

主幹

主査

救 急 活 動 報 告 書

覚 知 日 時	年 月 日 () 時 分	作成日	事案番号		
出 場 場 所		出 場 隊 氏 名			
転 院 機 関					
通 報 者		事 故 種 別		搬 送 者 数	人
電 話		転 院 理 由		同 乗 者 数	人
連 携 活 動		覚 知 区 分		発 生 場 所	
通 信 員		口頭指導		不搬送理由	
出 場 時 刻	時 分 覚知～現着 分	隊 長	救急救命士 0 人		
現 場 到 着	時 分 現着～現発 分	機 関 員			
現 場 出 発	時 分 現発～病着 分	隊 員			
病 院 到 着	時 分 病着～引揚 分	隊 員			
引 揚	時 分 覚知～病着 分	出 場 ～ 現 場	km	現 場 ～ 医 療	km
帰 署	時 分 覚知～帰署 分	医 療 ～ 帰 署	km	総 距 離	km

傷病者/搬送先病院情報

氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生		
		年 齢	歳 ヶ月 日	性別	
住 所		住 所 区 分			
		国 籍			
収容医療機関		診療科目			
所在場所	病院形態	救急指定		搬送病院選定	
傷病名				傷病程度	
				疾病分類	

事故概要	
傷病者 情報詳細	
特記事項	

現場到着時の状況	状態:	☐ 立位	☐ 仰臥位	☐ 側臥位:	☐ 坐位	☐ 半坐位					
		☐ 他 (									
	表情:	☐ 正常	☐ 苦悶	☐ 興奮	☐ 無表情	☐ 泣く	☐ うつろ様	☐ 不安様	☐ 他 (		
	顔貌:	☐ 正常	☐ 蒼白	☐ 紅潮	☐ チアノーゼ	☐ 黄疸	☐ 発汗	☐ 冷汗			
		☐ 他 (									
	出血:	☐ 無し	☐ 有り:	☐ 外出血 部位:				☐ 吐血	☐ 喀血	☐ 下血	
		☐ 性器出血	☐ 皮下出血	☐ 鼻出血	☐ その他 (						
		出血量: (		☐ 創傷・瘻頸 部位:							
	痙攣:	☐ 無し	☐ 有り	性状:							
	失禁:	☐ 無し	☐ 有り (	☐ 不明	嘔吐:		☐ 無し	☐ 有り			
嘔気:	☐ 無し	☐ 有り	四肢変形:		☐ 無し	☐ 有り: 部位					
麻痺:	☐ 無し	☐ 有り: 部位									
	☐ 熱傷:	Ⅱ度	%: 部位	Ⅲ度		%: 部位					
死亡兆候:	☐ 四肢硬直	☐ 死斑: 部位	☐ 他								

初回バイトルサイン

意識レベル				血 圧		/ mmHg		意識レベル				血 圧		/ mmHg	
		E	V	M	呼吸	回数	回/分			E	V	M	呼吸	回数	回/分
脈拍	回数	回/分			様式			脈拍	回数	回/分			様式		
	様式				状態				様式				状態		
心電図				瞳孔	右・左	mm	mm	心電図				瞳孔	右・左	mm	mm
SpO2		%			対光	(右)	(左)	SpO2		%			対光	(右)	(左)
酸素投与		L		体 温		℃		酸素投与		L		体 温		℃	

応急処置	
止血	被覆
固定	在宅療法(静脈)
人工呼吸	在宅療法(切開)
心マッサージ(自動)	在宅療法(以外)
心マッサージ(以外)	除細動
心肺蘇生(自動)	ショックバンツ
心肺蘇生(以外)	静脈路確保
酸素吸入	その他処置
気道確保(エア)	血圧測定
気道確保(喉頭)	聴診器
気道確保(ラリnge)	血中酸素
気道確保(以外)	心電図(伝送)
保温	心電図(以外)

[illegible]

处置扩大

血糖測定	施行回数		血糖値		実施者		実施時間	
指示要請病院			指示医師名		指示・要請時間			
静脈路確保 (CPA前)	使用針/ 部位	G /	実施結果		実施者		実施時間	
薬剤投与	薬剤名		実施結果		実施者		実施時間	

救急救命処置

指示要請病院			指示医師名		指示・要請時間		
除細動	施行回数		実施結果		実施者		実施時間
気道確保	使用器具		実施結果		実施者		実施時間
静脈路確保	使用針/ 部位	G /	実施結果		実施者		実施時間
薬剤投与	薬剤名		実施結果		実施者		実施時間

新添1	医染機関		緊急指定		病着		病発		転送(回数)
	理由		応急処置	概要					

第3号様式(第25条関係)

救 急 月 報

年 月

区 分		出場件数		搬送件数			不搬送件数		搬 送 人 員			
事故種別		月計	累 計		月計	累 計		月計		月計	累 計	
			本年	前年		本年	前年				月計	累計
火 災												
自然災害												
水 難												
交通事故												
労働災害												
運動競技												
一般負傷												
加 害												
自損行為												
急 病												
そ の 他	転院搬送											
	医師搬送											
	資器材輸送											
	そ の 他											
合 計												

第4号様式(第29条関係)

消 毒 実 施 票

1 使用後消毒

- (1) 使用消毒薬品 消毒用エタノール
- (2) 消 毒 方 法 清拭

2 臨時消毒

- (1) 使用消毒薬品 次亜塩素酸ナトリウム
- (2) 消 毒 方 法 清拭

上記のとおり消毒を実施しています。

年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日

消防署長

第5号様式(第30条関係)

年 月 日

救 急 課 長

消防署長

救急資器材(修繕・交換)申請書

所 属	〇〇救急隊 階級 氏名		
品 名		記 号 番 号	
故 障 等 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分頃		
故障又は損傷 の 部 位			
故障等の経過 及 び 原 因			
処 理 上 の 希 望 事 項			
処 理 結 果			

- 注 1 修繕、交換の別は該当項目を○で囲むこと。
2 本申請書は品名ごとに提出すること。
3 処理結果欄は申請救急隊で記入しないこと。
4 修繕箇所の略図は必要に応じて添付すること。

第6号様式(第31条関係)

年 月 日

消 防 局 長

消防署長

救急資器材(破損・紛失)報告書

所 属	〇〇救急隊 階級 氏名		
品 名		記 号 番 号	
日 時	年 月 日 (曜日) 時 分頃		
場 所			
理 由			
処 理 結 果			

- 注 1 破損、紛失の別は該当項目を○で囲むこと。
2 本報告書は品名ごとに提出すること。
3 処理結果欄は申請救急隊で記入しないこと。

第7号様式(第37条関係)

年 月 日

那覇市消防局救急課長 宛

申請者住所

氏 名

印

救 急 自 動 車 同 乗 研 修 申 請 書

下記の者の同乗について承認願いたく申請いたします。

研修者の所属、役職、氏名、年齢及び性別	(歳)
同 乗 目 的	
同 乗 希 望 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分頃～ 時 分頃
連 絡 先	(電話)
その他必要事項	

同乗に当たっては、救急隊員の指示に従って行動し、事故に基づく損害等については当方において責任をもって処理し、貴消防局に迷惑はかけません。

第 8 号様式(第 37 条関係)

那消救第 号
年 月 日

様

那覇市消防局救急課
課 長

救 急 自 動 車 同 乗 研 修 承 認 書

年 月 日付けのあなたの申請は、下記の条件により承認します。

研 修 者 職 氏 名	
研 修 日 時	
研 修 場 所	
研 修 要 領	同乗に当たっては、救急隊員の指示に従って行動し、救急活動の支障にならないようにすること。
事 故 責 任	同乗中に事故が生じた場合の責任は、すべて申請者側で負うこと。
そ の 他	同乗に当たって、傷病者に関する私的事項を知り得た場合、他にもらさないこと。

第 9 号様式(第 38 条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

救 急 搬 送 証 明 交 付 申 請 書

次の者の救急搬送について、証明書の交付を受けたいので、那覇市消防救急業務規程第 38 条第 1 項に基づき申請します。

搬送年月日及び時間		年 月 日 (曜日) 時 分 頃
発 生 場 所 住 所		
傷 病 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
利 用 す る 目 的		1 公的機関提出 () 2 保 険 請 求 () 3 そ の 他 ()
備 考		

第10号様式(第38条関係)

救 急 搬 送 証 明 書

申請者 住 所	
氏 名	
覚 知 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
搬送された人	住 所
	氏 名
	生年月日
搬送先医療機関	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
第 号 年 月 日	
那覇市消防局	
印	

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 15 号

令和元年 8 月 19 日

公 布 済

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程(平成26年那覇市上下水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 3 <u>令和元年11月分として算定する再生水料金については、第23条第2項の規定中「200円と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額」とあるのは「216円」と、「140円と消費税相当額を加えた額」とあるのは「151円」と読み替えるものとする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 2 号令和元年 8 月 8 日
掲 示 済

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
仲村 こず江	

2 監査の事務を補助できる期間

令和元年 8 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

